

2022年9月25日 藤林武史

<検討にあたっての基本的な考え方>

- 「資料1」において、具体的なイメージとして「(児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。)のものを想定」としています。また、今までの新たな資格創設の議論の経緯から、既存の養成教育、講習や研修(児童福祉司任用前講習、任用後研修、要対協調整担当者研修)では不足するものを学ぶことが前提となっていたと思われます。
- また、本認定資格を受講しようとする者は、児相や市町村職員も想定されており、既存の講習や研修内容と重複するものでは、受講のモチベーションが上がらないと思われます。不足している内容を系統的に学べて、しかも、それが実践に直結する内容とすべきです。
- そうすると、カリキュラムの内容は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要対協調整担当者研修で定められている項目・科目以上のものを目指すべきではないか、あるいは、同じ名称の項目・科目であっても、既存の講習・研修では、時間数の制約上、習得が困難な内容にするべきではないか、つまり、本研修において、100時間という上限が定められている以上、既存の講習・研修との重複は、極力、避けるべきと思います。
- なお、本来的には、カリキュラムの検討にあたっては、既存の養成教育や講習・研修に追加すべき講義や演習・実習はどのようなものか、それを明らかにするための全国実態調査(ヒアリング調査)や、全児相、全国児童養護施設協議会、全国児童家庭支援センター協議会、関連学会等に案を示して、意見を集約することも必要と思われます。
- しかしながら、本WGの検討時期が非常に制約されているため、検討委員個々の経験や知見の中で検討せざるを得ないとなると、出来上がったものは、自ずと、現場実践者との間で乖離が生じる可能性があります。今回、作成したカリキュラムを実施するにしても、数年後には見直しをするといった規定が必要と思われます。

1 「1 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢」について

- この項目は、既存の研修等では、「子どもの権利擁護」1コマ90分のみで、全く不足している部分です。
- その意味で、20時間程度というのは、適当な時間数ではあるものの、スキルに関連する項目は、「3 子どもや家庭への支援や介入の方法を理解・実践できること」に集約すべきです。
- 子どもの権利擁護①は、最も重要な学習項目であり、講義だけで習得できるものではない。当事者や独立型アドボケート、弁護士などの外部スピーカーからの講話、事例を持ち寄った討議を行うなど、演習時間を多くとる必要があります。ここだけで、最低4時間、理想的には8時間は確保したいところです。
- なお、学習項目として、「子どもの権利の歴史（＝子どもの権利が守られてこなかった世界各国や日本の歴史）」「ポジショニング Positioning」「反抑圧実践 Anti-Oppressive Practice」といった概念が必要と思われませんが、後者の2つの概念は、「子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の理念や役割②」に入れてもいいかもしれません。
- 「児童福祉施設等における子どもとの関係③」は、その学習科目の内容からは、この「1」の項目ではないように思われます。もし、ここで触れるのであれば、この科目で、代替養育ガイドラインを学び、一時保護も含めた代替養育における子どもの権利擁護の現状と課題について、学ぶものとすべきです。そうすると、項目名は「代替養育と子どもの権利」となります。
- 「子ども家庭ソーシャルワークの理論と展開⑤」の中身は、ケースマネジメントの必要性や各種ソーシャルワークのアプローチの紹介にとどまらない、子ども家庭ソーシャルワークにおいて、どのようなソーシャルワークアプローチが必要かという中身であるべきです。特に児童相談所や市町村の現場における診断主義ソーシャルワーク（治療モデル）の考え方を一部認めつつも、別のソーシャルワークアプローチが必要とされ実践されていることを講義する必要があると思いますが、両方の視点を持って教えることができる教員は、限られていると思います。
- 「スーパービジョン⑥」の科目名、「子ども家庭ソーシャルワークに関する分野全般の把握、自己覚知、自己チェックリスト」は、項目とそぐわないように思います。自己チェックリストはスーパービジョンとは明らかに異なります。ここは、子ども家庭ソーシャルワークの現場において、保護者や子どもとの関係性、あるいは、関係機関との関係性に巻き込まれ、正確で客観的な判断ができなくなる事

態についての講義と演習が必要です。そして、だからこそ、スーパービジョンが必要であるという講義です。これは、既存の講習や研修に欠けていた科目であり学習項目です。

- 「自己研鑽⑦」は、専門職としては当たり前のことです。が、あえて、この項目を示す必要があるのが日本の現状ということでしょうか？もし、そうであるとするのならば、到達目標と科目名が、内容にはそぐわないと思います。また、どのような講義をするのでしょうか？ここで言う「自己研鑽」とは何なのか、も明確に示す必要があります。「プロフェッショナリズムと自己研鑽」というネーミングもあり得ると思います。

- 2 「2 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解」について
- この項目には、既存の講習や研修、そもそもの社会福祉士や精神保健福祉士養成課程と重複するところが多くあります。100 時間の中に収めるためには、より重点的な項目とそうでない項目とメリハリをつける必要があります。

 - 「子どもの成長発達、障害、性」が3、「虐待の長期的予後」が2、「予防的支援や子ども家庭法制度等」が2、「保護者家族の理解」等が2、社会的養護が1、保健医療が2、貧困対策・ひとり親支援が合わせて3、非行が1、保育教育で2、社会福祉制度が1、地域福祉が1で、合計20です。それぞれが2時間で40時間となっています。

 - 法制度等については、すでに養成課程や既存の講習や研修で学んでおり、縮小すべきです。ここで重点的に学ぶ部分は、「子どもの成長発達、障害、性」「虐待の長期的影響」「保護者家族の理解」「社会的養護」と思います。そして、これらは、単に座学で教えるのではなく、それぞれが現場体験を有している受講者ですから、その体験に即して教えていくことが想定されます。そして、法制度については、その講義の中で、どのように活用するかという文脈で教えることになろうかと思えます。

 - 中でも「保護者・家族の理解⑧」は、養成課程や既存の講習や研修では時間数が不足しているところであり、十分な時間数が必要でしょう。親の精神障害・知的障害・発達障害、依存症、DV、中途養育は中でも重要な項目です。なぜなら、子どもの成長発達に大きな影響を与えるものだからです。そして、これらの特徴や課題を理解するだけでなく、その背景や成り立ち、そして、これらの特徴や課題を持つ保護者が子どもを養育するにあたって、どのような影響が子どもに表れたり、また、どのような点に養育困難が生じるのか、そして、どのような支援が保護者や子どもに必要なか、というところまで講義・演習で教えていく必要があります。

 - なお、家族システムについての理解は、この項目に含めてもいいのですが、「家族支援」「ファミリーグループカンファレンス」「安全づくりの実践」などは、次の「3子どもや家庭への支援や介入の方法を理解実践できること」に含まれるべきでしょう。

 - また、ジェノグラムやエコマップが、養成課程でどの程度、教えられているのかわかりませんが、家族理解という点で、現場で十分使いこなせるまでには至っていないように思います。本研修カリキュラムの中に、しっかりと位置付ける必要があります。もちろん演習は必須です。その上で、「家族の歴史」「家族のライフコース」「家族内力動」「世代間境界」について学ぶことになると思います。

- なお、項目の説明文や学習科目の文言については、子ども家庭ソーシャルワークの専門性という観点からは、もっと練られた、正確な文言や言い回しが必要です。例えば、「乱用」ではなく「依存症」、あるいは、「乱用・依存症」とすべきでしょう。また、「ヤングケアラーのいる家庭」という文言も疑問です。「外国人の置かれている状況」については、「外国人」という用語だけでは括れない現実があり、別の用語が適切と思われます。以上、気になる用語はいくつもあるのですが、今回は時間がないので、事務局の方で十分精査いただくか、第3回までに提案したいと思います。

- 3 「3 子どもや家庭への支援や介入の方法を理解・実践できること」について
- 既存の講習・研修では時間が足りないため、十分にスキルを身に付けることができないまま、児童福祉司や子ども家庭支援員、ファミリーソーシャルワーカーとして従事しています。理論や知識だけでなく、実践できるスキルを演習や実習を通して、身に付けるような内容とすべきです。
 - この項目で学ぶ主な項目は、平時のソーシャルワーク、危機介入のソーシャルワーク、多職種多機関協働の3つの柱に分類されることとなります。
 - 基本的なコミュニケーションや面接技術、相談援助技術は、養成教育で身につけているという前提で、カリキュラムを考える必要があります。しかしながら、ケースマネジメントについては、特に在宅支援を中心となって担う市町村においては重要であるにも関わらず、十分な実践が行われていません。そのため、子ども家庭ソーシャルワークにおけるケースマネジメント技術の習得のために、相応の時間数が必要です。受講者は、現任者であることを前提とすると、それぞれが支援している事例を持っていますので、ケースマネジメント手法に当てはめる演習が実現可能です。
 - 在宅支援を進めるためには、診断主義ソーシャルワーク（治療モデル）のみでは限界です。ストレングスモデル、ソリューションフォーカストアプローチ、システムズアプローチを理解し、状況に応じて使いこなせるところまでスキルを身につけてほしいものです。ここは、実践家による演習が多く必要となります。
 - そして、これらのアプローチにおいても使えるよう、子どもや保護者との面接スキルやコミュニケーションスキルを身につける必要があります。ここもロールプレイングなどの演習が欠かせない分野です。なお、被害確認面接や司法面接は、この段階の受講者が身に付ける必要はありませんが、こういった面接手法の必要性については十分理解しておく必要があります。
 - 危機介入ソーシャルワークについては、児童虐待だけでなく、子どもの自殺企図、自傷・衝動行為、加害行為、犯罪被害（性被害）など様々な事例や場面を想定する必要がありますし、実際、現場においては、これらの事態が頻繁に発生しています。ここも演習を多くとる必要があります。児童相談所運営指針や市町村子ども家庭支援指針に書かれていることは理解している前提で、具体的な事例をもとにした演習が重要になってきます。この演習では、虐待死亡事例、施設内自殺事例、重大少年事件などを題材にした演習も含まれます。
 - 3つ目の柱が、多職種多機関協働です。子ども家庭ソーシャルワークは、他の分野のソーシャルワークよりも、いっそう多職種多機関協働が求められており、に

もかわらず、実践が難しい課題です。単に、多機関や多職種との連携協働の必要性を学んだり、それぞれの機関における支援メニューを学ぶだけでは、一向に解決しません。真に連携や協働ができる演習をデザインする必要があります。例えば、現時点で想定するのは、受講者が所属したことがない組織で数日間実習を行うことです。現場に行かなければわからないことは多くあり、その上で、阻害因子や促進因子について discussion することで、多職種多機関協働にとって必要とされる発想が身に付くと思います。

- 多職種多機関協働の発想が身についた上で、次に、カンファレンスの有効な持ち方、ファシリテーション、ホワイトボードミーティングなどのスキルを演習で学ぶのが順序と思います。
- なお、「地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する」場合の地域の支援者とは、民間機関はもちろん、当事者の親族・友人、ピアサポートなどのインフォーマルな支援者も含めたものを想定した内容とすべきです。
- この項目の説明文にも、子ども家庭ソーシャルワークの専門性向上という観点からは、もっと練られた文言や言い回しが必要です。例えば、「子どもの意思決定支援（関係者によるチーム支援）」「18歳成人との意思疎通」など。今回は、時間が無いので、次回までに精査いただくか、次回に、提案したいと思います。
- 以下に、上記の考え方を元に、私案として、時間数を再構成したものを示します。

3. 子どもや家庭への支援や介入の方法を理解・実践できること			講義・演習 40 時間程度
WG①資料 3	科目名(講義・演習)	到達目標	学習項目
ケースマネジメント	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースマネジメントの概念を理解し、適切に実践できる。	○具体的な事例を用いたケースマネジメントの講義・演習(5時間)
子どもの安全確保を目的とした対応	危機介入アプローチ	虐待、犯罪被害、衝動行為、加害行為に際して、適切なアセスメントを行い、介入方法を実践できる	○具体的な事例を用いた演習(5時間) ○虐待死亡事例、施設内自殺事例、重大少年事件等を題材にした演習(2時間)
基本的な面接	ソリューションフ	要支援者の参加によるパート	○理論の学習と演

技術・コミュニケーションスキル	フォーカスタプローチ	ナーシップを基本とした支援を行えるよう、ソリューションフォーカスタプローチを理解し、実践できる	習（6時間）
	子どもとの面接	子どもとの面接において、言語、非言語を柔軟に使うことができる。 司法面接・被害確認面接の意義を理解し、その前後のフォローができる	（4時間）
	保護者・家族との面接	診断主義アプローチ、ソリューションフォーカスタプローチ、システムズアプローチなど状況によってアプローチを選択し、実践できる。 初回家庭訪問や初回面接には、ジョイニング技法などが実践できる。 ファミリーグループカンファレンスを実践できる。	（4時間）
組織内における安全文化の醸成	組織における危機管理	組織内の心理的安全性の意義について理解できる。 スーパーバイズ場面、組織における意思決定場面で、正確な報告を行い、協議ができる	（2時間）
多職種多機関協働	多職種多機関協働	子ども家庭ソーシャルワークにおける多職種多機関協働の意義が理解できる。実践する上で、「阻害因子」「促進因子」を理解でき、適切な協働を実践できる	所属したことのない施設等での実習やヒアリングを行い、「阻害因子」「促進因子」についてのdiscussionを行う （6時間）
	関係機関との連携・協働と在宅支援	地域における関係機関との連携・協働について理解し、実践できる	要対協事例を元にした演習、実際の個別ケース検討会議に出席（4時間）

	コーディネート技術	多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践することができる。	ファシリテーションの技術を演習で獲得（2時間）
--	-----------	--	-------------------------

